

① じん肺管理区分決定の流れ

粉じん作業労働者は図の流れに従い、胸部X線写真検査と肺機能検査を受け、管理区分が決定される。

PR：X線写真分類。

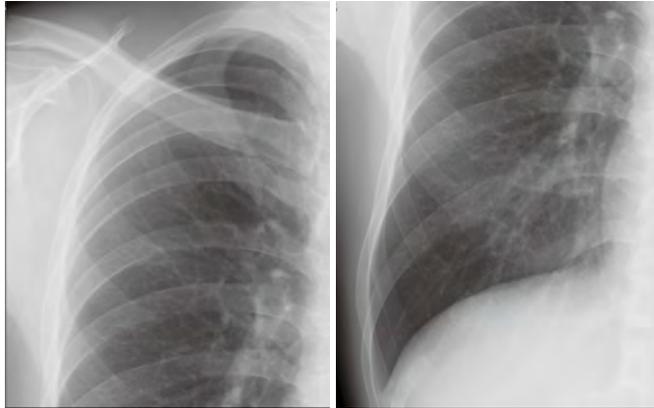
(産業保健ハンドブック IV じん肺，第2版，東京：産業医学振興財団；2008.)



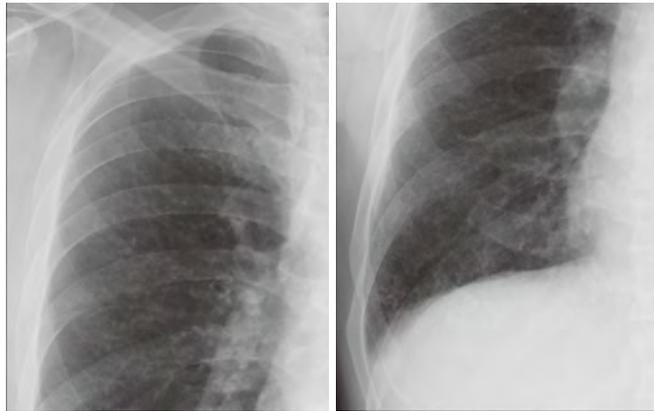
粒状陰影

不整形陰影

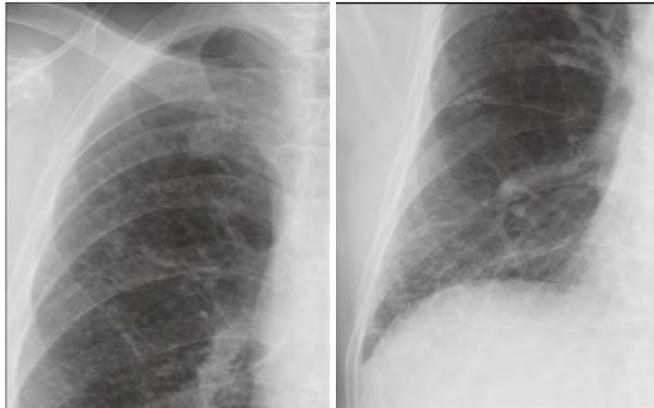
第0型



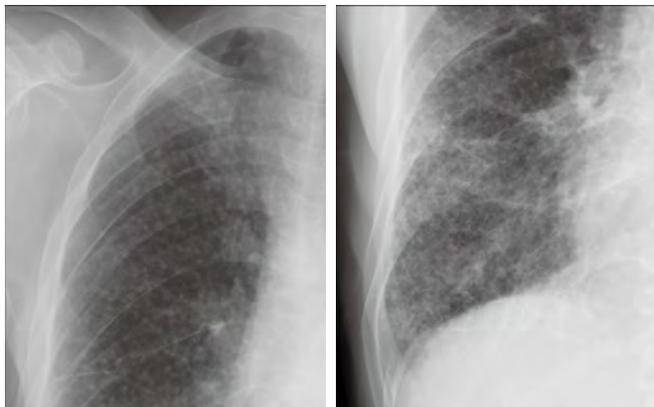
第1型



第2型



第3型



第4型



② じん肺標準 X 線写真

じん肺標準 X 線写真集の画像に従い、粒状陰影が不整形陰影かを決定し、その第0, 1, 2, 3, 4型のいずれに相当するかを決定する。(厚生労働省：じん肺標準エックス線写真集。)

(産業保健ハンドブック IV じん肺, 第2版。東京：産業医学振興財団；2008。)

③ じん肺管理区分

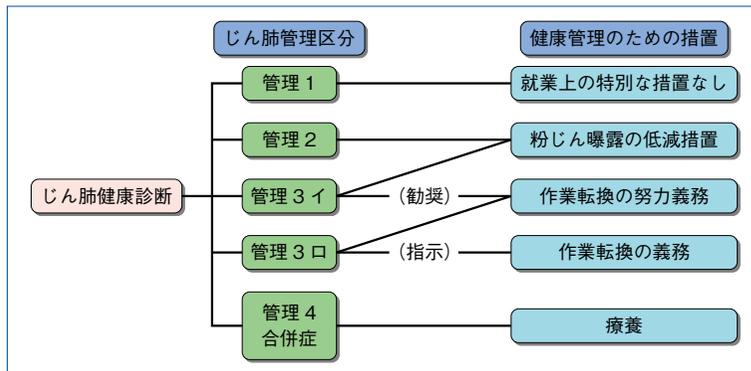
じん肺管理区分		じん肺健康診断の結果
管理 1		じん肺の所見がないと認められるもの
管理 2		X 線写真の像が第 1 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3	イ	X 線写真の像が第 2 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	X 線写真の像が第 3 型または第 4 型（じん肺による大陰影の大きさが一個の肺野の 1/3 以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 4		(1) X 線写真の像が第 4 型（じん肺による大陰影の大きさが一個の肺野の 1/3 を超えるものに限る）と認められるもの (2) X 線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型または第 4 型（じん肺による大陰影の大きさが一個の肺野の 1/3 以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

胸部 X 線写真分類	著しい肺機能障害	
	なし	あり
第 1 型	管理 2	管理 4
第 2 型	管理 3 (イ)	
第 3 型	管理 3 (ロ)	
第 4 型 A, B		
第 4 型 C	管理 4	

X 線写真所見と肺機能所見の組み合わせにより、管理区分が決定される。

(産業保健ハンドブック IV じん肺, 第2版。東京：産業医学振興財団；2008。)



#### ④ じん肺の健康管理のための措置

管理区分に従って、健康管理のための措置が決定する。  
 (産業保健ハンドブック IV じん肺, 第2版. 東京: 産業医学振興財団; 2008.)

#### ⑤ じん肺の合併症

1. 肺結核
2. 結核性胸膜炎
3. 気管支拡張症
4. 続発性気管支炎
5. 気胸
6. 原発性肺癌

じん肺の合併症は、「じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展過程に応じて、じん肺と密接な関係があると認められる疾患」をいう。じん肺管理2および管理3の患者がこれらの合併症にかかった場合、管理4相当の健康管理が必要とされ、医療給付と休業補償給付の対象になる。

(産業保健ハンドブック IV じん肺, 第2版. 東京: 産業医学振興財団; 2008.)

#### ●文献

- 1) 産業保健ハンドブック IV じん肺, 第2版. 東京: 産業医学振興財団; 2008.
- 2) 中央労働災害防止協会 (編): 労働衛生のしおり 平成28年度. 2016. (渡辺憲太郎)
- 3) 環境再生保全機構 (編): 石綿と健康被害, 第12版. 2018.

実際のじん肺健康診断などに際しては、「『じん肺標準エックス線写真集』(平成23年3月)フィルム版及び電子媒体版の取扱いについて」をご参照ください。